

吹田民主商工会 いんぷお め〜しょん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8190
http://www.suita-minshou.com
suta-ms@jasmine.ocn.ne.jp

大阪府休業要請外支援金

申込期限は6月30日までです

このニュースの裏面に大阪府のパンフレットを印刷してありますのでご覧ください。

申請用紙が必要な方は大阪府のホームページから印刷もしくは、民商事務所にありますので取りに来てください。

休業要請外支援金について日本共産党の石川たえ府議より一般的なQ & Aをいただきました。

Q. 専門家による申請書類事前確認書は必ず必要ですか？

A. 個人事業主については、本支援金の円滑な申請と早期の受給のため専門家による申請書類の事前確認をお願いしています。専門家による事前確認がなくても申請は可能ですが、支給までに時間を要することとなります。なお、確認を受けた事業者も受けなかった事業者も「様式3」専門家による申請書類事前確認書」の提出は必須です。

Q. 本事務所とは別に工場があるのですが事業所は2事業所になりますか？

A. 事業所とは「継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所」であるかが判断基準となります。したがって、本事務所と工場がどちらも上記の定義に合致している場合は、2事業所となります。ただし、2事業所が同一建築物内にある場合(2階と3階)や、2つの建築物であったとしても同一敷地または同一住所内にある場合は、1事業所としての扱いになります。

Q. 午後8時までの飲食店をしていますが、対象になりますか？

A. もともと5時から20時の範囲内で営業している飲食店は、対象要件を満たせば、本支援金の対象となります。

Q. 複数の事業不動産を含むを行っている場合は、全ての事業の売上を合計するのですか？

A. 比較する売上は、複数の事業を行っている場合、対象事業だけではなく全事業の売上の合計です。

Q. フリーランスで事業所がなく自宅等で仕事をしている場合でも申請できるのですか？

A. 本支援金における事業所とは、継続的に事業活動を行うため、一定の場所に設けられた人的及び物的設備を有する拠点となる場所(例・事務所等)をいいます。自宅であっても、事務所であることを申請書類等で判断ができれば、対象となります。

Q. 開業したのは2年前ですが、事業所を府内に設置したのは、今年の4月以降です。この場合は対象になりますか？

A. 令和2年3月31日時点で大阪府内に事業所を有していることが要件になりますので、府内に事業所を有することとなったのが令和2年4月1日以後であれば対象にはなりません。

伝言板

コロナ対策給付金等相談会(民商事務所)

6月22日(月) 14時00分・23日(火) 19時00分

参加される方は事前にご連絡ください。(参加人数に応じて時間帯の調整を行います)

無料法律相談

6月18日(木) 14時00分 民商事務所

北大阪総合法律事務所の必ず事前予約のご連絡をお願いします。(時間調整のため)

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民と共々！

持続化給付金申請の修正依頼について

持続化給付金のオンライン申請に不備があったとして修正依頼が届いたと相談を数多くいただいています。個人の白色申告でよくある修正依頼が2通りありますので、同様のものが届いている場合は次の通りで対応してください。

よくある修正依頼(1)

申請された直前の事業年度の年間事業収入が「確定申告書」に記載された事業収入と一致していませんでした。(以下略)

2019年の所得税青色申告決算書または収支内訳書(1)

ファイルを選択

2019年の所得税青色申告決算書または収支内訳書(2)

ファイルを選択

2020年の対象月の売上台帳等※「売上減

白色申告で確定申告書の収入金額(事業)の欄に売上を記載していない場合に届いている修正依頼です。確定申告には税額計算に直接かわらない売上金額を記載しなくても申告できますが、今回のこの制度ではこの収入金額の欄で売上金額の確認しているためにこの問題が起きています。代わりに確定申告の申告所得のもとになった年間の収支計算(売上・仕入・諸経費など)を国税庁様式の「収支内訳書」に転記して「2019年所得税青色申告決算書または収支内訳書(1)」に添付して対応することができます。

よくある修正依頼(2)

「所得税青色申告決算書の控」として有効な画像の添付が確認できませんでした。(以下略)

申請された直前の事業年度の対象月の月間事業収入額が、「所得税青色申告決算書」等の添付書類で確認できませんでした。(以下略)

白色申告で、例えば売上減少の月を4月と申請した場合に、「売上減少の対象月の前年度売上額」に2019年4月分の売上を入力すると誤りとして修正依頼が届いています。白色申告の場合には2019年の月平均の売上(年間売上÷12)を入力してください。

売上減少の対象月	必須
4月	
対象月は未来月では入力しないでください	
月間事業収入 (B)	必須
売上減少の対象月の前年度売上額	必須
A-B×12	

マスク着用をお願い

ご相談などで民商事務所に来所いただく際には必ずマスクを着用の上でお越しください。